

令和7年度

足立区育児休業代替任期付職員（栄養士・Ⅱ類）採用選考案内

●申込受付期間

令和7年12月1日（月）～令和8年1月5日（月）午後5時まで

●申込受付方法 郵送、窓口持参、インターネット

●第一次選考実施日 令和8年1月20日（火）

この採用選考は、足立区の育児休業代替任期付職員（栄養士・Ⅱ類）の採用予定者を決定するために実施します。

育児休業代替任期付職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

なお、勤務条件（勤務時間、休暇、服務等）については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。

1 職種及び採用予定数等

職種	採用区分	採用予定数	主な勤務場所
栄養士	Ⅱ類	若干名	足立区内保健所等(※)

(※)勤務場所は敷地内禁煙です。

2 受験資格

国籍を問わず(※1)、栄養士免許を有する方（令和8年3月31日までに取得見込みの方も含みます）(※2)。

ただし、地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（申込書裏面参照）及び現在足立区の常勤職員（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員(※3)を除く。）である方は受験できません。

(※1) 日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

(※2) 管理栄養士免許を取得している方のうち、栄養士免許を取得していない方は受験することができません。

(※3) 「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員をいいます。

3 採用予定時期

令和8年4月1日～令和9年3月31日（随時）

合格者は採用候補者となり、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。

取得状況によっては、採用されない場合があります。

4 任用期間

概ね6か月以上3年未満

代替する職員の育児休業の取得状況に応じて、採用時に決定します。

なお、任期付職員として採用され、その任期が満了した後に、他の職員の代替として任期を更新することはありません。ただし、同一職員の育児休業の延長により任期を延長する場合があります。

5 選考内容

(1) 第一次選考

実施日	令和8年1月20日（火）		
実施場所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町 1-17-1）		
実施方法	作文	課題式（800字程度）	60分
結果発表	令和8年1月下旬（予定） （可否にかかわらず、受験者全員に通知します。）		

実施時刻等については、受験票交付時に通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

実施日	令和8年2月中旬（予定）
場 所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町 1-17-1）
方 法	面接

詳細は第一次選考合格発表に併せて通知します。

(3) 採用予定者発表

結果発表	令和8年2月下旬（予定） （可否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。）
------	--

採用予定者は、健康診断の受診等の手続きがあります。

6 申込手続

(1) 申込書記入による方法

所定の申込書（足立区ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、申し込んでください。

	郵送	持参
申込方法	封筒表面に「採用選考（栄養士）申込書在中」と赤字で明記し、 簡易書留により 郵送してください。なお、簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。	下記申込先の窓口にて、申し込んでください。
申込期間	令和7年12月1日（月）～令和8年1月5日（月）	
	令和8年1月5日（月）必着	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで
申込先	〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1 足立区総務部人事課人事係（南館 10 階）	

(2) インターネットによる方法

申込方法	下記アドレス（足立区オンライン申請システムのホームページ）へアクセスし、利用者登録を行った後、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請してください。 ※ 足立区オンライン申請システム https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/4393
申込期間	令和7年12月1日（月）午前9時～令和8年1月5日（月）午後5時まで（期間内受信有効）

※ インターネットによる申込みは、申込期間中に正常に受信したものを有効とします。

この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメール（申請到達）が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。

なお、システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

また、合否の結果については、全て郵送により通知します。

7 受験票の交付

受験票は申込締め切り後、郵送により交付します。

- ① 受験票は、**必ず写真を貼付のうえ、試験当日に持参してください。**
- ② 写真は、「4 cm×3 cm、上半身脱帽正面向き」を1枚用意してください。
- ③ 令和8年1月13日（火）までに受験票が届かない場合は、問合せ先に照会してください。

8 勤務条件

(1) 初任給

月額 約240,000円（令和7年12月1日現在）

- ① 上記金額には地域手当（20％）を含みます。
- ② 職務経験等がある場合には、初任給に一定の基準により加算されます。
- ③ その他条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ④ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

(2) 勤務日および勤務時間

勤務日	勤務時間
月曜日～金曜日	1日7時間45分、1週間38時間45分

※ 勤務日・勤務時間については、職場により変則勤務となる場合があります。

(3) 休暇等

1年度につき20日（採用月によって付与日数が異なります）の年次有給休暇のほか慶弔休暇、妊娠出産休暇等が設けられています（育児休業代替任期付職員は、育児休業及び育児短時間勤務は請求することができません）。

(4) 社会保険

地方公務員等共済組合法に基づき、採用された日から東京都職員共済組合の組合員資格を取得します。また、任用期間により雇用保険に加入する場合があります。

(5) 退職手当関係

ア 退職手当

勤続期間（休職などによる除算期間を除く）が6か月以上で退職した場合は、退職手当が支給されます。退職手当額は給料（基本給）月額に勤続期間に応じた支給率を乗じた額となります。

イ 失業者の退職手当

勤続期間が12か月以上で退職し、失業状態にある者（求職しているが次の勤務先が決まっていない、又は次の勤務まで間が空いている場合）の退職時の退職手当額が雇用保険法の規定による給付額に満たない場合は、その差額が、本人の手続きにより失業者の退職手当として支給されます。

9 個人情報取扱いについて

個人情報の取扱については、足立区個人情報保護条例に基づき、適切に管理しています。

足立区では提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

10 問い合わせ先

総務部人事課人事係 住 所 〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1
電 話 03（3880）5831（直通）
FAX 03（3880）5611
M a i l shokuin-saiyou@city.adachi.tokyo.jp

※ 選考内容及び結果についての問い合わせには応じません。

《試験の申込みをした人は必ず受験してください》

本採用選考は、受験者の方の申込みによって試験の準備が進められます。これには、区民の方々に納めていただく税金が使われています。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は必ず受験してください。